

みんなの国民年金

平成25年度国民年金特集号

世代と世代の支え合い

国民年金制度はすべての国民を対象に老齢、障がい、死亡による所得の喪失や減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とする公的年金制度です。

公的年金の被保険者

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
 農業、自営業、学生、フリーター、家事手伝い等の人	 会社等で厚生年金、共済組合に加入している人	 第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）
加入手続き先	加入手続き先	加入手続き先
保険年金課年金窓口・各サービスセンター	勤務先	配偶者の勤務先
保 険 料	保 険 料	保 険 料
平成25年度 月額15,040円	標準報酬月額×保険料率	個人で納める必要なし
日本年金機構から送付される納付書や口座振替、クレジットカードにより納付ができます。前納（一括払い）を利用すると、保険料が割引されます。	保険料は事業主と被保険者が折半で負担し、被保険者負担分は給与から差し引かれます。	第2号被保険者である配偶者が加入している年金制度から国民年金制度へ拠出されるもので、個人で納める必要はありません。

第1号被保険者の保険料

定額保険料（平成25年度）	月額 15,040円	※付加保険料は、希望により納付できます。定額保険料に上乗せして納付することで、老齢基礎年金を受け取る際に加算されます。
付加保険料	月額 400円	付加保険料のみの納付はできません。

保険料の納付方法

納付書で納付	口座振替で納付	クレジットカードで納付
毎月の保険料は翌月末日までに納付します。 ●納付場所 全国の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、信用組合、農協、漁協、労働金庫、コンビニエンスストア	通常は翌月末日振替ですが、当月末日振替にすると、1か月あたり50円の割引（早割）になります。 ●申込み窓口 金融機関（ゆうちょ銀行を含む）、年金事務所 ●必要なもの 年金手帳・預（貯）金通帳・届出印	毎月末日に当月分の保険料をクレジットカード会社が立て替え納付します。ただし、早割は利用できません。 ●申込み窓口 年金事務所 ●必要なもの クレジットカード納付申出書 年金手帳（郵送の場合は写し）

※その他に、電子納付（インターネットバンキング、表示のあるATMなど）でも納付できます。

前納がお得です！

●6ヵ月前納（平成25年10月～平成26年3月）

毎月納付（割引なし） （平成25年度保険料×6か月分）		納付書・クレジットカード払い		口座振替払い	
		前納額	割引額	前納額	割引額
定額保険料	90,240円	89,510円	730円	89,210円	1,030円
定額+付加保険料	92,640円	91,890円	750円	91,580円	1,060円

●参考：1年前納（平成25年4月～平成26年3月）
※平成25年度1年前納の申込み受付は終了しました。

毎月納付（割引なし） （平成25年度保険料×12か月分）		納付書・クレジットカード払い		口座振替払い	
		前納額	割引額	前納額	割引額
定額保険料	180,480円	177,280円	3,200円	176,700円	3,780円
定額+付加保険料	185,280円	181,990円	3,290円	181,400円	3,880円

※口座振替で6ヵ月前納を希望する場合は8月末日まで、翌年度分以降の1年前納を希望する場合は2月末日までに金融機関にて手続きをしてください。
1年前納の納付期限および口座振替日は4月末日、6ヵ月前納の納付期限及び口座振替日は10月末日です。

国民年金保険料の
納め忘れがある皆さまへ

後納制度のご案内

年金確保支援法の施行により、平成24年10月から3年間に限り、未納となっている国民年金保険料を過去10年分まで遡って納付できるようになりました。（後納制度）
※納付をするためには申込みが必要です。

注 意

- この制度は、すでに老齢基礎年金を受けている人などは対象となりません。
- 過去3年度以前の期間は、当時の保険料に加算金がつきます。
（例）平成25年度に納付する場合の後納保険料額
…平成22年度分以前→当時の保険料+加算金
…平成23年度分以降→当時の保険料のまま
- 納める際は過去10年以内の未納となっている最も古い月の分から納付する必要があります。
- 後納保険料額は政令で定められ、毎年（平成24年度から平成27年度までの間に限る）改定されます。
- 10年目は月ごとに納付期限が到来します。
（例）平成15年6月分→平成25年6月末日が納付期限

☆後納制度のメリット

2年以上前の未納となっている保険料を納めることにより…

- 将来受け取る年金額を増額できます！
- 現時点で年金の受給資格がない人も、老齢年金の受給資格を得られる可能性があります！

申込みから納付まで

- ①年金事務所に申込書を提出。
（申込書は保険年金課年金窓口、年金事務所、日本年金機構ホームページにて取得できます。）
 - ②年金事務所において申込書の審査を行い、承認されると納付書が発行されます。
 - ③納付書により金融機関・コンビニエンスストア等で納付をしてください。
- ※詳しくは日本年金機構越谷年金事務所または国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)へ問い合わせてください。

国民年金保険料の免除制度

●申請免除

保険料の納付が困難な場合は、申請し承認を受けることで保険料の全額または一部が免除になります。

<申請免除の適用期間と受付期間>

適用期間：平成24年7月から平成25年6月まで
受付期間：平成25年7月末日まで

※平成25年7月から平成26年6月までの申請免除は平成25年7月から受付開始となります。

- ・申請免除を希望する場合は、申請者・配偶者・世帯主の所得が審査対象となります。
- ・退職などの理由により、勤務先から離職票、またはハローワークから雇用保険受給資格者証などが交付されると、失業特例を受けられる場合があります。

<納付する保険料額（平成25年度）と給付との関係>

免除区分	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
納付する保険料額	0円	3,760円	7,520円	11,280円	0円
年金額への反映	免除区分・期間に応じて、減額されます。				年金額には反映されません。
受給権との関係	いずれの期間も、受給資格期間に算入されます。				
あとから保険料を納付する場合	10年以内なら、承認を受けた期間の保険料を納付できます。（3年目からは当時の保険料に一定の加算金がかかります。）				
備 考	4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合は、減額された保険料を納付する必要があります。納付しない場合は未納扱いとなりますので、注意をしてください。				

●学生納付特例

被保険者が学生の場合は、申請し承認を受けることで保険料の納付が猶予されます。

<学生納付特例の適用期間と受付期間>

適用期間：平成25年4月から平成26年3月まで
受付期間：平成26年4月末日まで

- ・申請には在学が確認できる学生証や在学証明書が必要です。
- ・年度ごとの申請が必要です。

※保険料額および給付との関係は、若年者納付猶予と同じです。

●法定免除

1級または2級の障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている人は、届出をすることで保険料が全額免除になります。

※給付との関係は、申請免除の全額免除と同じです。

※なお、申請免除・学生納付特例および法定免除は、各サービスセンターでは手続きできません。保険年金課年金窓口または日本年金機構越谷年金事務所にて手続きをしてください。



東日本大震災により被災された被保険者の皆さまへ（国民年金保険料免除のお知らせ）

東日本大震災により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈りいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避を受けた下記市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた人は、ご本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

対象となるのは、福島県内の次の市町村です。

田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楮葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町
双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村

申請手続きについては、保険年金課年金窓口または日本年金機構越谷年金事務所へ問い合わせてください。

適用期間：平成24年7月から平成25年6月まで

申請期限：平成25年7月末日まで

国民年金の給付

① 老齢基礎年金

国民年金保険料を納付した期間や国民年金保険料の申請免除・学生納付特例の承認を受けた期間、厚生年金や共済組合の加入期間、合算対象期間等の合計が**25年(300月)以上**ある人が、65歳から受け取ることができます。

平成25年度支給額	年 額	月 額
満額(40年間納付した場合)	786,500円	65,541円
25年間(300月納付した場合)	491,600円	40,966円

※申請免除や学生納付特例、合算対象期間などがある場合は、その期間に応じて年金額が減額されます。

※60歳までに納付月数の満たない人は、70歳までもう一度国民年金に加入をし、納付をすることで300月にすることができます。

※平成25年10月から年金支給額が一部引下げになる予定です。

繰上げ請求と繰下げ請求

老齢基礎年金は原則65歳からですが、希望すれば60歳からでも減額された年金を受け取ることができます。

また、66歳から70歳までの間、受給開始の請求を遅らせて増額された年金を受け取ることもできます。

繰上げ請求、繰下げ請求における受給率は下の表のとおりです。

※なお、一度繰上げ請求をすると生涯減額された年金を受け取ることになります。

	繰上げ請求						繰下げ請求				
請求年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
受給率	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

③ 障害基礎年金

20歳前や国民年金加入中(または被保険者であった人が日本国内に住所を有している60歳から65歳になるまでの期間)に初めて医師の診療を受けた病気やけがにより、国民年金の障害等級表の1級または2級に該当していると認められた場合に支給されます。

●保険料納付要件(20歳前に初診日がある人を除く)

障がいのもととなった病気やけがで初めて診療を受けた日(初診日)の前日において、初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている(免除・猶予期間も含む)こと。または、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない(免除・猶予期間も含む)こと。

② 遺族基礎年金

亡くなった人が次の要件のいずれかに該当した場合、その人に生計を維持されていた**子のある妻、または子**に支給されます。

(子とは18歳未満の子、または障害基礎年金に該当する程度の障がいがある20歳未満の子です。)

①国民年金加入中の人が亡くなった

②以前国民年金に加入していた、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人が亡くなった

③老齢基礎年金を受けていた人、または老齢基礎年金を受ける権利を満たしていた人が亡くなった

●保険料納付要件(①・②の場合のみ必要)

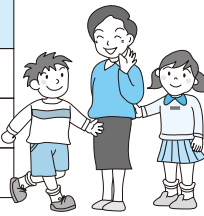
死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている(免除・猶予期間も含む)こと。または、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がない(免除・猶予期間も含む)こと。

平成25年度支給額	年額786,500円(月額65,541円)+子の加算
-----------	----------------------------

※子の加算額は、下の表のとおりです。

※平成25年10月から年金支給額が一部引下げになる予定です。

	年 額	月 額
1人目	226,300円	18,858円
2人目	226,300円	18,858円
3人目以降	75,400円	6,283円



制度改正

平成26年4月1日から支給の対象者に子のある夫が追加されます。(施行日以後の死亡が対象)

ただし、消費税の引き上げ時期が見直された場合には、併せて見直しが行われる可能性があります。

20歳前傷病による障害基礎年金受給者の皆さまへ

20歳前傷病による障害基礎年金を受給している人は、毎年7月に所得状況届(または診断書)が日本年金機構から送付されます。

所得状況届(または診断書)の提出期限は7月末日となっておりますので、忘れずに保険年金課年金窓口へ提出してください。

第1号被保険者の独自給付

付加年金	寡婦年金	死亡一時金														
●定額保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納付すると、年間の老齢基礎年金額に付加年金を上乗せして受給できます。 （上乗せ額） 200円×付加保険料納付月数 ●65歳未満の第1号被保険者が加入できますが、国民年金基金に加入している人や、国民年金保険料の免除を受けている人は加入できません。	●第1号被保険者として、国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が、老齢基礎年金を受けずに亡くなった場合、妻（婚姻期間10年以上）が60歳から65歳になるまでの間支給されます。 ●支給される年金額は、夫が受けるはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額となります。 ●死亡一時金に該当する場合は、どちらかの選択となります。	●第1号被保険者として、国民年金保険料を納付した月数が36月以上ある人が年金を受けずに亡くなった場合、亡くなった人と生計を同じくしていた遺族に支給されます。 ●請求期間は、死亡日から2年以内となります。 <table><tr><th>保険料納付済月数</th><th>死亡一時金の額</th></tr><tr><td>36 月以上180月未満</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>180月以上240月未満</td><td>145,000円</td></tr><tr><td>240月以上300月未満</td><td>170,000円</td></tr><tr><td>300月以上360月未満</td><td>220,000円</td></tr><tr><td>360月以上420月未満</td><td>270,000円</td></tr><tr><td>420月以上</td><td>320,000円</td></tr></table> ※付加保険料の納付が36月以上ある場合は、8,500円を加算	保険料納付済月数	死亡一時金の額	36 月以上180月未満	120,000円	180月以上240月未満	145,000円	240月以上300月未満	170,000円	300月以上360月未満	220,000円	360月以上420月未満	270,000円	420月以上	320,000円
保険料納付済月数	死亡一時金の額															
36 月以上180月未満	120,000円															
180月以上240月未満	145,000円															
240月以上300月未満	170,000円															
300月以上360月未満	220,000円															
360月以上420月未満	270,000円															
420月以上	320,000円															

年金受給者の皆さまへ ～こんな時は、こんな手続きを！～

誕生月がきたとき	住所や年金の受取先を変えるとき	年金を受けている方が亡くなったとき
年金受給権者現況届の提出 ●住民票コードを届出済の人は、原則提出が不要です。 ●住民票コードが未届けの人、加給年金を受けている人などは、毎年誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入し、日本年金機構へ返送してください。	年金受給権者住所・支払機関変更届の提出 ●平成23年7月1日から、住民票コードを届出済の人は、住所変更届の提出が不要となりました。 ●住民票コードが未届けの人などは、今までどおり住所変更届の提出が必要です。 ●年金の受取先を変更する場合は、支払機関変更届を年金事務所へ提出してください。	年金受給権者死亡届の提出 ●平成23年7月1日から、住民票コードを届出済の人は、死亡届の提出が不要となりました。（死亡の事実があってから、7日以内に市区町村に届出をした場合に限りです。） ●それ以外の場合は、死亡届の提出が必要となります。 ●死亡届の提出が必要な場合は、亡くなった人の年金証書および死亡を証明する書類を添付し、速やかに届出をしてください。届出が遅れると、年金の過払いが生じ、遺族に後日、返納していただく場合があります。

?? 国民年金Q&A ??

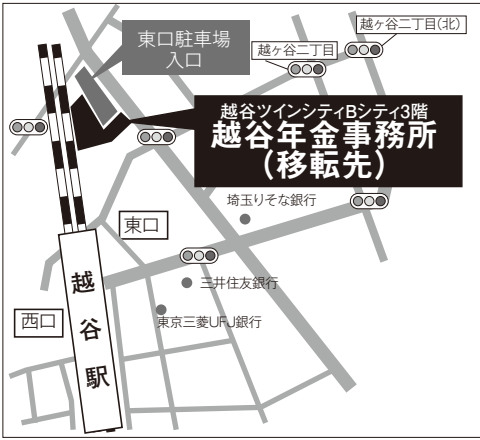
Q 保険料を納め忘れてしまい、未納分の保険料をためてしまいました。納付したいのですが、どうしたらいいですか？

A 2年1か月以内なら納付できます。
一度に納付できない場合は分割（1か月分ごと）でも納付できますので、保険年金課年金窓口にお越しいただくが、越谷年金事務所に連絡し、納付書の再発行依頼をしてください。
2年1か月を過ぎた保険料についても、後納制度を利用し、納付できる場合がありますので越谷年金事務所に相談してください。

Q 高齢化が進むと年金制度が崩壊するのではないですか？将来年金をもらえないなら払いたくありません。

A 長期的な見通しを立てて運営されています。
日本の年金制度は、人口の高齢化の進行や経済の動向などを考慮し、長期的な見通しを立てて運営されていますので、高齢化により崩壊することはありません。年金は、働ける若い世代の支払う保険料によって年金受給世代の生活を支えるという、「世代間扶養」の仕組みになっていますので、納付をお願いします。

日本年金機構からのお知らせ

越谷年金事務所の移転	年金記録の再確認を
越谷年金事務所は平成25年6月3日に越谷駅東口へ移転しました。 移転先 〒343-8585 越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ3階 電話番号 048-960-1190（代表） （移転に伴い、電話番号も変更になっていますので、注意してください） 交通のご案内 ●電車の場合 東武スカイツリーライン 越谷駅 徒歩2分 ●車の場合 越谷駅東口駐車場をご利用ください。 	日本年金機構では、年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」を送付するなど持ち主不明記録の確認を行ってきました。 しかし、今なお持ち主が確認できていない記録が残っています。 約9人に1人、年金記録が見つっています。 例 - 若い頃に勤めていた記録が見つかった 例 年額 98万円▶234万円 - 結婚前の旧性の記録が見つかった 例 年額 43万円▶154万円 - 名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった 例 年額 0万円▶137万円 「ねんきん定期便」などを用意いただき、自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではと心配のある人は、越谷年金事務所に相談してください。

お問い合わせ先		ご利用ください	
●国民年金の問い合わせ 草加市役所保険年金課年金係 〒340-8550 草加市高砂1-1-1 ☎048-922-1596（直通） FAX 048-922-3178	●厚生年金・国民年金の問い合わせ 日本年金機構越谷年金事務所 〒343-8585 越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティBシティ3階 ☎048-960-1190（代表）	●日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp ☆年金額の簡易試算など、さまざまなことを調べることができます。	●ねんきんダイヤル ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ ☎0570-058-555 一般的な年金相談に関する問い合わせ ☎0570-05-1165

国民年金基金	埼玉県国民年金基金		
税制上の優遇や、国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。 国民年金に上積みして、さらに豊かな老後を保障します。詳しくは、埼玉県国民年金基金へ問い合わせてください。	〈住所〉 〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル2F		
	〈電話〉 048-838-7575	〈フリーダイヤル〉 0120-65-4192	〈FAX〉 048-838-7570
	〈ホームページ〉 http://www.kokunenkin.or.jp		

